# 環境の保全と安全な利用のためのマナー

### 〇どうしてマナーが必要なの?

渡良瀬遊水地は、平成24年7月3日にラムサール条約に登録された貴重な湿地であり、年間約100万人の方が訪れる場所です。

渡良瀬遊水地には、多くの希少な動植物があり、陸上では散歩、ジョギング、自転車など、水上ではカヌーやウィンドサーフィンなど、上空では熱気球やスカイダイビングなど、多くの方たちがいろいろな利用をしています。

しかし、みんなが自分の好き勝手にしていたら、他の人に迷惑がかかったり、希少な動植物がいなくなったりして今の環境が壊れてしまいます。 そうならないためにも、一人一人がマナーを守らなければなりません。

### 〇ラムサール条約ってなに?

正式には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいます。

1971 年にこの条約が結ばれたイランの都市の名前をとって「ラムサール条約」と呼ばれています。

渡り鳥や魚など、いろいろな生きものが棲めるような湿地を守るための条約です。また、湿地の保全だけでなく、湿地をうまく利用していこうという「ワイズユース(賢明な利用)」を提唱しています。

#### 〇どのようなマナーが必要なの?

### 自然への配慮

- ○今ある環境を守る為に外部から生物を持ち込まない。
- ○樹林やヨシ原は野鳥が繁殖場所として利用しています。繁殖時期には立 ち入らないようにしましょう。
- 〇希少植物や昆虫は遊水地の中だからこそ生息しているものが数多くあります。採取は行わないでください。
- ○ゴミやペットの糞を持ち帰るようにしましょう。

## 安全への配慮

- 〇自転車の高速走行は危険です。歩行者等の他の利用者に十分に配慮し、特に 谷中湖周囲や周囲堤の自転車の走行には注意しましょう。
- 〇駐車は既存の駐車場へ。やむを得ず道路に駐車する場合は道路の片側に駐車 し、通過車両の妨害とならないようにしましょう。